

## 市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

### ◆お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☎…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。



**第4次十和田市行政改革大綱(案)に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しています**

市では、効率的な行政経営を実現するため、令和2年度から6年度までを推進期間とする第4次十和田市行政改革大綱の策定を進めています。行政改革大綱(案)に対する皆さんのご意見をお聞かせください。

**第4次十和田市行政改革大綱(案)の閲覧場所・意見書様式の入手方法**  
 総務課(本館3階2番窓口)に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。  
**募集期限** 3月9日(月)  
**提出方法** 持参、郵送、FAXまたはメール(somu@city.towada.lg.jp)のいずれかにより提出ください。

**☎総務課** 25 6719  
**FAX** 22 5100

## 市・県民税の申告はお早めに

市民税・県民税の申告期限は、3月16日(月)です。例年期限間近になると会場が混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします。

申告相談をする場合は、必要書類(収支内訳書など)を、必ず整理・集計して持参ください。整理・集計をしていない場合は、整理・集計後の受け付けとなります。

**☎総務課** 25 6766、25 6767

## 固定資産の縦覧・閲覧を受け付けします

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の閲覧により、固定資産の評価額の比較や固定資産税の課税内容を確認することができます。

**■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧縦覧期間** 4月1日(水)～6月1日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる人 固定資産税の納税者本人、同一世帯家族、納税管理人  
 ※土地のみ課税されている人は土地のみ、家屋のみ課税されている人は家屋のみ縦覧可能です。

## ■固定資産課税台帳の閲覧

**閲覧期間** 通年(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) ※令和2年度分は4月1日、閲覧できる人 所有者本人、納税管理人

**手数料** 300円 ※縦覧期間中は無料  
**◆いずれも**

**受付時間** 午前8時30分～午後4時30分  
 ところ 税務課(本館1階5、6番窓口) 必要な物 ▼本人確認書類(免許証など) ▼代表者印を押印した申請書または委任状(法人の代表者または委任を受けた代理人が申請する場合) ※詳しくはお問い合わせください。

**☎総務課** 25 6768、25 6769

## 4月1日から水道・下水道の使用に関する届け出などの夜間・休日の受付方法が変わります

上下水道部の宿日直室の廃止に伴い、4月1日から水道料金・下水道使用料の夜間・休日にかかる支払いは、コンビニまたはMMK設置店各店舗の営業時間内)での取り扱いのみとなります。

また、水道の使用開始・休止・名義変更などの届け出や口座振替の申し込みにかかる夜間・休日の受け付けは、電話、FAXのみとなります。  
 ※夜間・休日に受け付けをした場合、処理や対応は後日となります。ただし漏水など緊急の場合は対応します。

※平日(午前8時30分～午後5時15分)の届け出などは、管理課(別館1階)で対応します。

**☎管理課** 25 4511  
**FAX** 25 3210

※MMK設置店とは公共料金収納端末が設置されている店舗のことです。

## 令和2年版 十和田市農地賃借料情報

☎農業委員会 25 6740

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に賃貸借された農地の集計です。賃貸借契約の目安としてご利用ください。

(賃借料は円/10アール当たり)

地域名	田				畑			
	平均額	最高額	最低額	筆数	平均額	最高額	最低額	筆数
大字深持、洞内、大沢田、馬洗場、立崎、八斗沢、豊ヶ岡	11,800	20,000	4,800	106	8,200	10,000	4,800	4
住居表示区域、大字三本木、赤沼、切田の一部(向切田)、相坂	10,900	20,000	4,500	280	7,800	13,000	4,500	14
大字切田(向切田を除く)、藤島、伝法寺、大不動、米田、滝沢	9,800	17,400	5,000	204	10,000	10,000	10,000	20
大字沢田、法量、奥瀬	8,700	10,000	3,000	68	8,000	-	-	2
市全体	10,500	20,000	3,000	658	9,000	13,000	4,500	40

※賃借料は、著しく低額や高額なものを除外しています。

## 就学援助制度の申し込みを受け付けています

経済的な理由により学用品などの費用負担が困難な保護者を援助します。

**対象** 小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で、生活保護を受けている人とそれに準じて生活